

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あきた結いネット（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長及び副理事長)

第4条 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長として当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	職務権限	
	理事長	副理事長
役割	・代表理事として当法人を代表し、その業務を執行 ・理事会を招集し、議長として主宰	・理事長を補佐し、当法人の業務を執行 ・理事長の事故時等の職務執行
事業全体統括・指揮	法人全体の統括・指揮、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の確認・決定（理事会前）	
渉外一般	当法人の代表として行う	
内部統制	重要事項を承認・監督し、統括する	
事業全体統括・指揮		
年度事業計画・予算策定・予算執行	年度予算策定ならびに執行責任者	
年度事業報告・計算書類	事業報告・決算書類の確定	
理事会	主宰および報告	必要に応じて主宰および報告
個別渉外		
対外的提言活動	統括主管	
対官公庁対応	統括主管	
対会員対応	統括主管	必要時
対メディア	統括主管	必要時
弁護士・税理士等	統括主管	
金融機関	統括主管	
他団体ネットワーク関連	法人の代表として必要時	必要時
内部統制・マネージメント		
訴訟の当事者となる事象	統括主管	統括補佐
外部派遣講師の承認(当法人よりの派遣)	統括主管	
講師派遣者決裁(当法人以外の講師の派遣)	統括主管	
日常業務事項		
稟議書決裁	統括主管	
経費支出決済	統括主管	
外部書面契約に伴う支出	統括主管	
押印簿承認(月次)	統括主管	
重要な職員採用・任命	統括主管	
職員関連教育及び研修	必要に応じ統括主管	
役員含む厚生福祉に関する事項	統括主管	
金融機関口座設定および廃止	統括主管	必要に応じ統括主管
対外的公的文書発信	統括主管	
特に重要なもの	統括主管	
その他	必要に応じ統括主管	